

青森県公立学校臨時的任用職員・会計年度任用職員募集案内

青森県教育委員会

1 目的

青森県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、欠員補充及び病気休職の代替等として、臨時的任用職員を募集します。
また、新採用教員の初任者研修における代替等として、会計年度任用職員を募集します。

2 募集する職種及び受付期間

職種	臨時的任用職員	講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員、学校栄養職員
	会計年度任用職員	非常勤講師、スクール・サポート・スタッフ
受付期間		随時受付（通年募集） ※通常は新年度当初に多数の講師等の任用が見込まれるため、前年度の1月末までに提出されることが望まれます。

※校種、教科等を問わず募集しています。

3 応募資格

（1）必要な免許・資格等

職種	免許・資格等
講師 養護助教諭 非常勤講師	教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状を有する者（当該普通免許状を取得する見込みである者）
学校栄養職員	栄養士又は管理栄養士の資格を有する者（当該資格を取得する見込みである者）
実習助手 寄宿舍指導員 事務職員 スクール・サポート・スタッフ	なし

（2）地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当する者は、応募することができません。

4 応募手続

講師等の任用を希望する方は、「青森県電子申請・届出システム」から申請してください。

また、「青森県電子申請・届出システム」が利用できない等の理由により、郵送で応募したい場合は、青森県公立学校臨時的任用職員等申請書に必要事項を記入の上、次の宛先へ送付してください。



(青森県電子申請・届出システム)

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

青森県教育庁教職員課小中学校人事グループ（小中学校等志願者）	電話 017-734-9894
東青教育事務所（小中学校等志願者【東青管内】）	電話 017-764-0766
西北教育事務所（小中学校等志願者【西北管内】）	電話 0173-35-2170
中南教育事務所（小中学校等志願者【中南管内】）	電話 0172-32-4451
上北教育事務所（小中学校等志願者【上北管内】）	電話 0176-62-2128
下北教育事務所（小中学校等志願者【下北管内】）	電話 0175-22-1351
三八教育事務所（小中学校等志願者【三八管内】）	電話 0178-27-5130
教職員課高等学校人事グループ（高等学校志願者）	電話 017-734-9881
学校教育課特別支援教育推進室（特別支援学校志願者）	電話 017-734-9882

5 採用者の決定方法

申請時の校種、教科（科目）及び希望任地等を考慮の上、必要に応じて面接を実施し決定します。

6 勤務条件等

(1) 臨時的任用職員

① 任用期間

6か月以内（更新する場合があります）

② 給与

臨時的任用職員の給与は、「職員の給与に関する条例」第3条「行政職給料表」「教育職給料表（一）」「教育職給料表（二）」「医療職給料表（二）」が適用されます。

なお、号給については、講師経験・民間会社の勤務歴等により調整されます。下記は、新卒者がすぐに採用された場合の給与の一例となります。

(令和8年4月現在)

職 種	校 種	最終学歴	号 給	月 額
講師	小学校	大卒	教育職給料表（二） 1級25号給	260,100円
養護助教諭	高等学校	大卒	教育職給料表（一） 1級25号給	260,100円
実習助手	高等学校	大卒	教育職給料表（一） 1級25号給	260,100円
寄宿舎指導員	特別支援学校	大卒	教育職給料表（一） 1級25号給	260,100円
事務職員	中学校	高卒	行政職給料表 1級5号給	200,300円
学校栄養職員	特別支援学校	短大卒	医療職給料表（二） 1級9号給	216,900円

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

④ 勤務時間

1週間当たり38時間45分で正規職員の例によります。なお、始業時刻、終業時刻、休憩時間については、勤務校の校内規程等によることになります。

⑤ 休暇

年次休暇、病気休暇及び特別休暇があり、原則として正規職員に準じます。

⑥ 福利厚生等

公立学校共済組合等へ加入することになり、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されます。

(2) 会計年度任用職員

① 任用期間

1年以内（更新する場合があり得る）

② 報酬（令和8年4月現在）

ア 非常勤講師

1時間当たり 2,950円

イ スクール・サポート・スタッフ

(ア) 週10時間 月額 46,593円

(イ) 週15時間 月額 69,890円

(ウ) 週20時間 月額 93,186円

(エ) 週25時間 月額 116,483円

(オ) 週30時間 月額 139,780円

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当等が支給されます。

④ 勤務日及び勤務時間

ア 非常勤講師

勤務日は、所属する学校の校長が定めることになり、1日の勤務時間は7時間45分以内で、1週間の勤務時間は29時間以内となります。

イ スクール・サポート・スタッフ

勤務日は、所属する学校の校長が定めることになり、1日の勤務時間は7時間45分以内で、1週間の勤務時間は10時間、15時間又は30時間となります。

⑤ 休暇

年次休暇は任用期間に応じて付与されます。

⑥ 福利厚生等

社会保険等については、任用期間によっては健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法が適用となる場合があります。また、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されますが、営利企業への従事等の制限の規定は適用されません。